資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

　この度、伊賀商品券事業協同組合は、令和８年２月28日で利用終了しました商品券につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次の通り払い戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞

　商品券

＜払戻し場所＞

　伊賀商品券事業協同組合各加盟店・伊賀市商工会
　（伊賀支所・阿山支所・大山田支所）

＜払戻しの申出期間＞

　令和８年３月２日～令和８年５月25日

　※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払い戻し手続から除斥されます。

＜お問い合わせ先＞

　伊賀市商工会
　〒519―1412　三重県伊賀市下柘植723番地の１
　電話0595―45―2210　www.igasci.or.jp
　受付時間は、午前９時～午後４時まで（土、日、祝日は除く）